

2025 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 中山不動産株式会社
(コード番号 5531 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 中山 耕一
問合せ先 管理本部長 村中 智光
T E L 052-212-6072
U R L <https://www.nakayamafudousan.co.jp/>

**臨時株主総会招集のための基準日設定、臨時株主総会の開催、
付議議案の決定及び定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、2025 年 7 月 29 日開催の取締役会において、2025 年 9 月 9 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定、本臨時株主総会の開催及び「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 8 月 15 日（金曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日：2025 年 8 月 15 日（金曜日）
- (2) 公告日：2025 年 8 月 1 日（金曜日）
- (3) 公告方法：電子公告により下記の当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.nakayamafudousan.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

- (1) 開催日時：2025 年 9 月 9 日（火曜日） 午前 10 時 30 分
- (2) 開催場所：愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 5 号 Z's ビル 8 階 当社会議室
- (3) 付議議案：定款一部変更の件

3. 定款の一部変更の件について

(1) 変更の目的理由

当社の今後の事業展開に備え、現行定款第 2 条につきまして、事業目的を追加するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介、代理並びに所有、管理及び利用 (2) 不動産の活用に関する総合コンサルティング (3) 建築資材、室内装飾品の販売及びリース (4) 損害保険代理業 (5) 求職者に対する職業訓練 (6) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業 【新設】 (7) 前各号に附帯関連する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介、代理並びに所有、管理及び利用 (2) 不動産の活用に関する総合コンサルティング (3) 建築資材、室内装飾品の販売及びリース (4) 損害保険代理業 (5) 求職者に対する職業訓練 (6) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業 (7) 旅館業法に基づく旅館・ホテル営業 (8) 前各号に附帯関連する一切の業務

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会日： 2025 年 9 月 9 日（火曜日）

定款変更の効力発生日 ： 2025 年 9 月 9 日（火曜日）

(注) 上記の内容につきましては、2025 年 9 月 9 日開催予定の当社臨時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上